

平成19年3月20日  
長崎県公安委員会規則第5号  
最終改正 令和3年6月1日

## 安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号の規定に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対して行う講習（以下「講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (講習の委託)

第2条 講習は、法第108条の2第3項の規定により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する機関又は団体に委託して行うことができる。

2 前項において委託する場合は、次に掲げる条件を付して行うものとする。

(1) 講習は、この規則及びこの規則に基づいて定める事項並びに公安委員会の随時の指示に従って実施すること。

(2) 公安委員会は、講習がこの規則で定めるところに従って行われなるとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、講習の委託を解約することができること。

### (講師の委嘱)

第3条 講習の講師は、講習内容に応じて専門的知識を有する者及び学識経験を有する者の中から受託者が委嘱するものとする。

### (講習の実施方法)

第4条 講習は、各安全運転管理者等の管理業務の適正を図るために、おおむね年1回実施するものとする。

2 安全運転管理者に対する講習と副安全運転管理者に対する講習は、それぞれ個別に行うものとする。ただし、地域の特性等によりやむを得ない場合は、一定の時間に限り同時に行うことができる。

### (講習の科目及び時間)

第5条 講習は、別表に掲げる講習科目及び講習時間により、交通の実態及び安全運転管

理の実情等を勘案して、講習内容の選択を行うものとする。

- 2 講習は、安全運転管理者については6時間、副安全運転管理者については4時間とする。

(講習の実施場所等)

第6条 講習は、公共施設等において行うものとする。ただし、地域の特性等によりやむを得ない場合は、この限りではない。

- 2 受講人数は、講習効果の上がる適正な人数とする。

(講習計画の作成等)

第7条 受託者は、講習の日時及び場所を指定した講習計画を立てて実施するものとする。

- 2 受託者は、前項の講習計画を立てたときは、公安委員会に報告するものとする。

(講習の通知)

第8条 講習の通知は、当該安全運転管理者等を選任した使用者に対し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定める別記様式第22の9の通知書により行うものとする。

(講習申請書の受理手続等)

第9条 講習を受けようとする者は、講習日の10日前までに、別記様式第1号の安全運転管理者講習受講申請書又は別記様式第2号の副安全運転管理者講習受講申請書（以下「受講申請書」と総称する。）をその者の事業所を管轄する警察署に提出するものとする。

- 2 受講申請書を受理した警察署は、別記様式第3号の受講申請者及び受講者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとし、受講申請書及び名簿は、講習開催地を管轄する警察署において取りまとめ、講習当日受託者に引き継ぐものとする。

(受講済みの証明)

第10条 受講済みの証明については、所定の講習を修了した受講者に対し、別記様式第4号の受講証明書を交付するものとする。

(講習結果の報告)

第11条 受託者は、講習を実施した月ごとに、講習の結果を速やかに、別記様式第6号の安全運転管理者講習実施結果報告書又は別記様式第7号の副安全運転管理者講習実施結果報告書により公安委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行する。

附 則（平成25年長崎県公安委員会規則第9号）

この規則は、平成25年9月3日から施行する。

附 則（平成31年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第9号）

この規則は、令和2年7月10日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年長崎県公安委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

講習科目	講習細目	講習時間	留意事項
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 自動車の保有台数、運転免許人口等の現状 (2) 交通事故、停滞、公害その他交通障害の状況 (3) 交通規制の状況及び交通安全施設の状況 (4) 交通事故の特徴及びその原因分析（特に運転者側の原因） (5) 重大事故の事例	40分 〃 60分	○ 実情を重点に説明する。  ○ 事故統計を利用する場合は、単なる数字の羅列に終始することなく、多角的に分析した身近な事実などによって具体的に感得されるようにする。
2 法令の知識	(1) 道路交通法令 ア 安全運転管理者制度 イ 使用者及び安全運転管理者等の責任と義務 ウ 運転者の遵守すべき事項 エ 自動車の使用制限処分制度 (2) 道路運送車両関係法令 ア 車両の保安基準 イ 車両の点検、整備及び検査 (3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律 ア 車庫の確保 イ 違法駐車防止 (4) 車両制限令 ア 車両の幅及び重量等の最高限度 イ 路肩通行その他通行方法の制限 (5) その他の交通事故と関連のある法令 交通事故を起こした加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任	60分 〃 90分	○ 道路交通に関係のある法令一般について理解させ、法令の遵守が安全運転管理の第一歩であることを認識させる。

<p>3 安全運転のための知識</p>	<p>(1) 安全運転の生理  ア 視覚の特性  イ 過労等の要因と影響  ウ アルコール、薬等の影響</p> <p>(2) 運転上の性格適性  ア 事の個人差  イ 事故者の心理的特性</p> <p>(3) 自然の法則  ア 車の速度と重量による衝撃力の関係  イ 遠心力と走行について  ウ 自動二輪車の特性</p> <p>(4) 歩行者等の保護のための運転方法  ア 自動車と歩行者等の力関係  イ 歩行者等の行動特性の理解  ウ 歩行者等保護のための運転方法</p> <p>(5) 危険な場面における走行  ア 踏切、坂道、カーブ、夜間等  イ 悪天候と悪路</p> <p>(6) 飲酒運転、過労運転等の危険性</p> <p>(7) 高速道路における走行上の注意  ア 車両の点検及び整備  イ 積荷の点検及び整備  ウ 停止表示板の携帯  エ 制限速度の遵守と車間距離の保持</p> <p>(8) 事故と故障時の措置  ア 救護措置  イ 故障等の場合の措置  ウ 二次的な事故発生の防止</p>	<p>120 分</p> <p>}</p> <p>180 分</p>	<p>○ 映画などの視聴覚器材などを活用する。</p> <p>○ 各場面の具体的な例をあげて説明する。</p> <p>○ 具体的な事故事例を示し、問題点を例示する。</p> <p>○ 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）参考</p>
<p>4 安全運転管理についての心構えと方法</p>	<p>(1) 安全運転管理と企業の社会的責任  ア 安全運転の管理の意義と目的  イ 安全運転管理に対する企業責任  ウ 安全運転管理のための条件づくり</p> <p>(2) 交通安全教育を行う者としての基本的な心構え</p>	<p>120 分</p> <p>}</p> <p>180 分</p>	<p>○ 交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）安全運転管理者は、法で「交通安全教育を行う者」として、事業所で行う運転者</p>

	<p>ア 交通安全教育の意義についての理解</p> <p>イ 受講者の特性等に応じた教育の内容</p> <p>ウ 受講者の理解を求める交通安全教育の実施</p> <p>エ 参加・体験・実践型の教育手法の活用</p> <p>オ 交通安全教育の効果の測定</p> <p>カ 社会情勢に応じた交通安全教育の内容の見直し</p> <p>キ 受講者のプライバシーへの配慮</p> <p>ク 関係機関・団体相互の連携</p> <p>(3) 運行の管理</p> <p>ア 運行計画の作成</p> <p>イ 運行の割当て</p> <p>ウ 運行状況の把握</p> <p>エ 異常気象時等の措置</p> <p>オ 危険物等運送時の措置</p> <p>(4) 車両の管理</p> <p>ア 車両使用規程の制定</p> <p>イ 車両の点検整備</p> <p>ウ 車両の使用状況の把握</p> <p>(5) 運転者の管理</p> <p>ア 勤務時間及び運転時間の適正化</p> <p>イ 点呼、仕業点検等</p> <p>ウ 休養、厚生その他職場環境の整備</p> <p>エ 運転者個々の運転適性の把握と適正配置</p> <p>(6) 運転者の指導教育</p> <p>ア 教育訓練の計画</p> <p>イ 教育訓練の方法及び内容</p> <p>ウ 教育訓練の効果測定と利用</p>	<p>教育は「交通安全教育指針」に基づいて行うことを義務づけられたことを認識させる。</p> <p>○ 管理責任者及び任務等を明確にした規程の例を示す。</p> <p>○ 車両管理規程、車両台帳の様式等を例示する。</p> <p>○ 疲労の外見的な認定要領を例示する。</p> <p>○ 適性検査の方法を例示する。</p> <p>○ 年間計画及び月例訓練計画を例示する。</p> <p>○ 参加・体験・実践型の教育の活用</p> <p>○ 危険予測と回避する意識及び能力の向上を図る。</p> <p>○ 情報を多く提供するための媒体等を示す。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(7) 事故発生時の措置</p> <p>(8) 事故防止対策  ア 事故原因の究明  イ 事故防止対策の検討  ウ 管理体制の整備</p> <p>(9) 自主的な安全運転管理対策  ア 表彰制度  イ マイカークラブの結成</p>		<p>○ 事故時のマニュアル、事故報告の事例などを示す。</p> <p>○ 事故事例等を示す。</p> <p>○ 事故要因等を例示する。</p> <p>○ 表彰制度、安全委員会制度、マイカークラブの結成など具体的方法を例示する。</p>
5 交通事故と賠償	<p>(1) 交通事故に対する企業責任  ア 交通事故に対する企業の民事責任  イ 企業責任の具体的内容</p> <p>(2) 損害賠償責任の意義、根拠及び内容</p> <p>(3) 自賠責保険制度の仕組み</p> <p>(4) 任意自動車保険制度の仕組み</p> <p>(5) 民事責任事例</p>	<p>90 分</p> <p>と</p> <p>120 分</p>	<p>○ 交通相談機関の例示をする。</p> <p>○ 具体的な裁判例などを示す。</p>

- 備考
- 1 時間割は、実情に応じて若干変更できる。
  - 2 講習内容は、地域的な実情を加味して要点的に選択ができる。
  - 3 講習科目で、2科目以上に関連するものは1科目、また、1科目の中である特定のものをも更に専門的に掘り下げる場合には、これを他の1科目とすることができる。
  - 4 視聴覚教材は、地方の実情等を勘案して効果の上がるものを活用するよう配慮すること。

別記様式第1号（第9条関係）

安全運転管理者講習受講申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

安全運転  
管理者名

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けますので申請します。

事業所名	電話
講習手数料欄	長崎県収入証紙をここに貼ってください。
講習年月日	年 月 日



別記様式第2号（第9条関係）

副安全運転管理者講習受講申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

副安全運転  
管理者名

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けますので申請します。

事業所名	電話
講習手数料欄	長崎県収入証紙をここに <b>副</b> 貼ってください。
講習年月日	年 月 日

別記様式第3号（第9条関係）

受講申請者及び受講者名簿

（ 警察署）

番号	管理番号	事業所名	氏名	受講等			受講月日	受講場所
				申請済	受講済	補講済		

（注） 受講申請書受理警察署は、番号、管理番号、事業所名、氏名及び受講等欄のみ記載する。  
氏名欄は安全運転管理者等名、管理番号欄は、安全運転管理者等台帳を確認の上、管理番号を記載すること。

## 受講証明書

事業所名

事業所住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、道路交通法第108条の2第1項の規定による安全運転管理者等の講習  
を受講したことを証する。

年 月 日

講習実施者名

別記様式第5号（第11条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

委託業者名

安全運転管理者講習実施結果報告書

実 施 年 月 日					
実 施 場 所					
区 分		対象事業所数	管理者数	受講者数	受講率
署 地 区 別					
合 計					

別記様式第6号（第11条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

委託業者名

副安全運転管理者講習実施結果報告書

実施年月日					
実施場所					
区分	対象事業所数	管理者数	受講者数	受講率	
署 地 区 別					
合計					